

令和8年度ウッド・チェンジ推進事業（うち、北山林業ブランド化プロモーション業務）仕様書

1 委託業務の目的

和室を備えた建築様式の減少等に伴い、主に床の間の床柱等で使用されてきた日本を代表する銘木「北山丸太」の需要が低迷し、北山林業地域において、北山丸太の生産や材料となる北山杉の育成技術の維持・継承、北山杉の美林景観の維持等が課題となっている。これらの課題を解決するために、北山丸太の販売を増加させて林業所得の向上を図るとともに、北山林業地域に関心を持つ人を増やして北山杉・北山丸太生産の技術者の確保・育成につなげていく必要がある。

本市では、北山林業のブランド化を進めるために、北山杉のPR冊子を制作するとともに、関西・大阪万博で展示を行うなど国内外の方に北山杉のPRを実施してきたところであり、今後は、冊子の活用により多くの方に北山杉について知ってもらうことと合わせて、建築士等に対して北山杉・北山丸太について知識を深めてもらい現代の建築物等での活用を促すことが重要であると考えている。

本業務は、設計士等の利活用者による北山杉の建物等への活用やデザイン検討の促進につなげるため、「北山杉視察ツアー」を開催するとともに、北山杉に関する市民や観光客等の関心度・理解度の向上及び利用意識の醸成を図るため、訪日外国人が北山杉について学ぶツアーの継続的な開催に向けた仕組みづくりや北山杉の展示を実施するものである。

2 委託業務の内容

【利活用者向け北山杉視察ツアーの開催】

北山杉の利用促進のため、設計士等の利活用者を対象とした、北山林業地等における視察ツアーを実施する。

(1) 北山杉視察ツアー参加者の募集

利活用者（設計事務所、工務店、内装事業者、プロダクトデザイナー等）を対象に参加者を募集する。

募集に当たっては、チラシ等（データでも可）を作成し、広く対象者に効果的な周知を行うこと。特に、北山杉の木材としての取り扱いに課題を感じておられる層に来ていただけるよう留意すること。また、「建築物等における北山杉の利用促進協定」（以下、「協定」という。）締結者や受託者のネットワークを活用して戦略的に周知すること。

(2) 北山杉視察ツアーの実施

北山杉の木材としての取り扱いに課題を感じておられる層に対して、施工やデザインの価値等の観点から再発見をしていただき、活用の促進等につながるよう、北山杉の活用事例及び北山杉・北山丸太の生産地での見学・体験が可能な京都北山杉の里総合センターの訪問、体験を含めた視察ツアーを開催する。必要に応じて協定締結者とも連携して実施すること。

なお、参加者に対しては、活用に向けて残る課題等のヒアリングや相談受付、北山杉の入手ルート等の情報提供、活用実績の把握などの事後フォローを行い、北山杉の利活用や需要拡大につながるよう努めること。

ア 実施回数

1回以上とする。

イ 内容例

- ・ 利活用者のデザインや設計の可能性を広げるような北山杉活用建築物、什器等の見学、事例解説
- ・ 京都北山杉の里総合センターにおける解説、北山丸太倉庫見学
- ・ 中川八幡宮の母樹や中川の大台杉、中川地域の木造倉庫群等の見学
- ・ 枝打ち、伐倒などの実演や砂磨きなどの丸太生産に係る体験の実施
- ・ 協定に基づくこれまでの取組紹介及び各協定締結者の取組のPR
- ・ 利活用者と生産者等がつながる場の提供 等

雨天時等も原則実施することとするが、プログラムを変更する場合は、協議のうえ決定する。

(3) アンケート調査の実施

北山杉の利活用や今後のマーケティングにつなげるため、参加者向けのアンケート調査を実施し、調査結果をまとめる。調査項目については、本市と協議のうえ決定する。

【訪日外国人向け北山杉の魅力を発信するツアーの造成と継続的に実施する仕組みづくり】

京都の文化に関心を持ち、価値を感じていただける訪日外国人に対して、北山杉・北山丸太の魅力を発信するツアーを企画・検討し、商品化するなど継続的に実施する仕組みを作る。

(1) ツアーの対象

京都の文化に関心があり、京都を訪れる外国人とする。

(2) ツアーの内容

以下の例を参考に、訪日外国人に北山杉の魅力を発信できるような体験を含めた、北山杉の林業地等を訪問するツアーを造成する。

(内容例)

- ・ 北山杉を活用した上質な空間の見学や、そうした空間での文化体験
- ・ 北山林業の歴史や価値、抱えている課題等の解説
- ・ 京都北山杉の里センターにおける解説、北山丸太倉庫見学
- ・ 中川八幡宮の母樹や中川の大台杉、中川地域の木造倉庫群等の見学
- ・ 枝打ち、伐倒などの実演や砂磨きなどの丸太生産に係る体験の実施
- ・ 購入・施工ニーズがあるツアー参加者と関連事業者をつなぐ場の提供 等

(3) モデルツアーの実施と継続的な実施の仕組みづくり

(2)で造成したツアーを1回以上モデル開催し、ブラッシュアップしたうえで商品化するなどツアーを継続的に実施するための仕組みづくりを行う。

併せて、ツアー参加者に対して、北山杉を活用した商品等の購入・施工に向けた相談受付やアプローチが継続できるよう、事後フォロー等の仕組みを検討すること。

【北山杉の展示等の実施】

市民や観光客等に対して、北山杉に関する関心度・理解度の向上及び利用意識の醸成を図るため、北山林業の魅力を伝える展示等を実施する。

(1) 開催場所

一般市民や観光客等へPR可能な場所で実施する。
(北山杉を活用した市内宿泊施設や、市役所前広場等を想定)

(2) 展示期間

10月の木材利用促進月間付近において実施する。

(3) 展示内容

北山杉・北山丸太に触れることができる場等において、生産の歴史や技術、価値、北山丸太の特徴及び建築物での活用事例等の北山林業の魅力を伝える内容とし、以下の点に留意すること。

- ・ 実際の北山杉・北山丸太を体感できるように、現物の物品、製品を活用すること。
 - ・ 需要拡大につながるよう、購入・施工ニーズのある来訪者が関連事業者等とつながることができる仕組みを検討すること。
 - ・ 歴史やストーリー性、京都の文化を考慮したものとする。
 - ・ 市民と観光客のニーズの違いを考慮したものとする。
- (想定するイメージ例)
- 市民向け：住宅の改修や木育等、生活への取り入れやすさを意識したもの
観光客向け：伝統技術や文化、ストーリーに着目し、土産品レベルから、
建材やインテリアとしての採用を視野に入れたもの
- ・ 英語対応も行うこと。

(参考)

- ・ 北山杉の里総合センター
<https://www.kyotokitayamamaruta.com/institution/>
- ・ 北山杉・北山丸太
<https://www.kyotokitayamamaruta.com/>
<https://keihoku-meikyuu.jp/>
- ・ 建築物等における北山杉の利用促進協定
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000303267.html>

3 成果物

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 委託業務成果報告書（委託業務におけるすべての作成物を含む）
紙製本1部、電子ファイル1式
※ ツアー参加者等のうち、業務終了後の継続的な相談受付やアプローチ等に同意いただけた方の情報をとりまとめたもの
- (3) その他市長が必要とする書類

4 履行期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

5 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密に取りながら業務に当たること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物等の著作権や使用权は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、本市に帰属する。なお、受託者は著作者人格権を主張しないものとする。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (8) 本市は(7)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた時は、本市担当職員と協議し、その決定に従うものとする。
- (10) 本事業に必要な物品の購入や発注等を行う際は、市内中小企業の活用に最大限の工夫と努力を行うこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、必要があると認めるときは、委託業務内容の変更等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。その場合、本市と協議のうえ、変更契約等の手続を行う。
- (12) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (13) 事業実施に伴い、本市又は第三者に損害が生じた場合は、全て受託者の負担で補償を行うこと。受託者は、適切な保障が受けられる損害賠償保険、傷害保険等に加入すること。